

# 香川県高圧ガス容器管理指針

香 川 県

# 香川県高圧ガス容器管理指針

制定 令和 元年 10月 10日

## 1. 指針の目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、高圧ガスを取り扱う者（高圧ガス供給者、高圧ガス消費者及び関係団体）の自主保安活動を促進し、高圧ガス容器の適正な管理の徹底を図ることにより、高圧ガスによる災害の発生並びに高圧ガス容器の盗難、喪失及び放置を防止し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

## 2. 指針の対象

この指針は、香川県内の高圧ガス供給者及び高圧ガス消費者並びにこれらに関する団体を対象とする。

## 3. 用語の定義

本指針における主な用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「高圧ガス供給者」とは、高圧ガス消費者に、高圧ガスを供給する者をいい、無償で高圧ガスを提供する者を含む。
- ② 「高圧ガス消費者」とは、高圧ガス容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいう。
- ③ 「高圧ガス容器」とは、法第 41 条第 1 項に規定する容器であって、内容積 1 リットル以上の容器をいう。
- ④ 「放置容器」とは、所有者又は使用者に管理されていない高圧ガス容器をいう。

## 4. 高圧ガス供給者がとるべき措置

高圧ガス供給者は、法の規定を遵守するほか、本指針の目的を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- ① 高圧ガス消費者に対し、法第 24 条の 5 に規定する消費に係る技術上の基準だけでなく、本指針に示す内容など保安啓発に資する情報を提供する。
- ② 高圧ガス容器を所有している場合は、容器所有者としての識別表示を確実に行う。
- ③ 高圧ガスの販売に当たり、自らが所有する高圧ガス容器を用いる場合、高圧ガス消費者に対して、当該容器が貸与されたものであること、又その貸与期間中においては、当該容器の保管・管理の責任が高圧ガス消費者に生じることを「高圧ガス容器賃貸借契約書」等に明示し、高圧ガス消費者と双方で確認する。

- ④ 高圧ガス容器の受入れ及び引渡しの台帳を常備し、常に高圧ガス容器の所在を把握できるよう管理する。
- ⑤ 高圧ガス消費者における高圧ガス容器の管理状況を、6か月に1回以上調査するなど、事故の予防に努める。
- ⑥ 高圧ガス消費者から使用済み高圧ガス容器の回収依頼があった場合は、自らが所有する容器以外のものであっても基本的に回収し、回収した容器は、容器を所有する高圧ガス供給者に返却する。
- ⑦ 高圧ガス消費者に引き渡した容器は、原則1年以内に回収する。
- ⑧ 高圧ガスを充てんした高圧ガス容器が危険な状態になった場合、法第36条に基づき応急措置を講じる。
- ⑨ 高圧ガスによる事故(災害及び高圧ガス容器の盗難・喪失を含む。)が発生した場合、法第63条第1項に基づき、速やかに関係機関への通報が行えるよう、あらかじめ事故時の通報連絡体制を構築し、従業員に周知する。
- ⑩ 従業員等に対して、計画的に高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

## 5. 高圧ガス消費者がとるべき措置

高圧ガス消費者は、法の規定を遵守するほか、本指針の目的を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- ① 高圧ガス容器及び調整器・配管・ホース・逆火防止器等の附属設備については、日常点検のほか、6か月に1回以上点検を実施し、機能に問題がないことを確認する。
- ② 高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により、常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在を確認できるようにする。
- ③ 高圧ガス容器の管理責任者は、作業開始時及び作業終了時などに高圧ガス容器の管理状況を確認する。
- ④ 高圧ガス供給者から得た保安情報は、速やかに従業員に周知する。
- ⑤ 高圧ガス供給者から保安上の助言を受けた場合は、速やかに改善し、保安の確保に努める。
- ⑥ 使用済み高圧ガス容器(自らが所有する場合を除く。)は、速やかに高圧ガス供給者に返却する。また、使用中の高圧ガス容器であっても、留置する期間は原則として1年以内とし、これを経過した高圧ガス容器は、高圧ガス供給者が行う容器回収によって返却する。
- ⑦ 自らが所有する高圧ガス容器が不要になった場合は、速やかに高圧ガス供給者に連絡し、適切に処分する。

- ⑧ 高圧ガスによる事故(災害及び高圧ガス容器の盗難・喪失を含む。)が発生した場合、法第 63 条第 1 項に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ事故時の通報連絡体制を構築し、従業員に周知する。
- ⑨ 関係団体等が主催する講習会などを活用し、保安に関する最新情報を入手するとともに、高圧ガス容器の管理責任者を含む全ての従業員に対して、計画的に高圧ガスの保安に関する教育を実施する。
- ⑩ 高圧ガス容器の借用期間中は、高圧ガス消費者に保管・管理の責任があることを自覚し、容器の返却期限を「高圧ガス容器賃貸借契約書」等で明確にしておく。
- ⑪ 上記に掲げるもののほか、高圧ガス容器は法に従い万全の管理のもと保管する。

## 6. 関係団体がとるべき措置

関係団体は、本指針の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- ① 高圧ガス容器の適正な取扱いについて、高圧ガス供給者及び高圧ガス消費者に対し、周知・啓発の活動を行う。
- ② 放置容器の回収作業を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場(充てん所内の容器置場を含む。)を設けるなど、必要な措置をとる。

## 7. 放置容器の取扱い

放置容器を発見した者は、自ら処理することなく、直ちに高圧ガス供給者又は関係団体に通報し、処理を依頼する。また、高圧ガス供給者又は関係団体は、放置容器を適正に処理するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- ① 放置容器の処理体制を確立する。
- ② 放置容器の発見者から、速やかに通報を受けられる体制を確立する。
- ③ ①及び②について、高圧ガス消費者に周知する。

本指針は、令和 元年 10月 10日から実施する。